

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会情報公開要領

（目 的）

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第17条に基づき、推進委員会において情報公開の推進に関し必要な事項を定め、福祉サービス第三者評価事業への理解と信頼の確保を目的とする。

（定 義）

第2条 この要領において、「文書」とは、推進委員会委員及び職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及びCD、フロッピー等の電磁的記録（電子的方式及び磁気的方式）であって、推進委員会が保有しているものをいう。

2 この要領において「開示」とは、第5条から第14条までに定めるところにより、閲覧、視聴又は写しの交付等を行うことをいう。

（責 務）

第3条 推進委員会は、この要領の定めるところにより、推進委員会が保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

2 推進委員会は、この要領の運用にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行うものとする。

（利用者の責務）

第4条 文書の開示を申し出ようとする者は、この要領に定めるところにより、適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（開示の申出方法）

第5条 文書の開示の申出（以下「開示申出」という。）は、所定の様式（情報公開：様式第1号）による書面（以下「開示申出書」という。）を提出して行うものとする。

2 推進委員会は、開示申出書に不備が認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、その補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示申出に応じないことができる。

（文書の原則開示）

第6条 推進委員会は、開示申出に係る文書が、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）である場合を除き、開示申出者に対し、当該文書を開示するものとする。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報。
- (2) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）で特定の個人を識別することができるもの、又特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利害を害するおそれがあるもの。
- (3) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を含む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。

ただし、次のいずれかに該当する情報は除く。

ア 事業活動によって生じ又は生ずる恐れがある危害から、人の生命又は健康を保護するため

に、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずる恐れがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報。
- (5) 推進委員会の内部又は他団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損なわれる恐れ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 推進委員会が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる恐れその他、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの。
 - ア 調査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする恐れ
 - イ 会議に係る資料、議決事項、会議録等の情報であって、公開することにより、会議の公正又は適正な議事運営が著しく損なわれる恐れ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、推進委員会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害し、もしくは特定の者に不当な利益又は不利益を生じさせる恐れ
 - エ 公にすることにより推進委員会における適正な人事管理の確保に支障を及ぼす恐れ

(文書の一部開示)

第7条 推進委員会は、開示申出に係る文書の一部に非開示情報が記録されている場合、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の赴旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外を開示するものとする。

- 2 開示申出に係る文書に、特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を準用する。

(文書の存否に関する情報)

第8条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、推進委員会は、当該文書の存在を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第9条 推進委員会は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知するものとする。

- 2 推進委員会は、開示申出に係る文書の全部を開示しないときは開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開示決定等の手続)

第10条 第9条第1項及び第2項の決定に関する手続は、事務局職員が推進委員会委員長の必要な決裁を得た上で行うものとする。

(開示決定等の期限)

第11条 開示決定等は、開示申出があった日から原則として15日以内に行なうものとする。

- 2 やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、30日以内に決定するよう努めるものとする。

(理由の付記)

第12条 推進委員会は、第9条第1項又は第2項により開示申出に係る文書の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、第9条第1項又は第2項に定める書面にその理由を示すものとする。

(文書の開示の方法)

第13条 文書の開示は、文書、図画については、閲覧又は写しの交付により、電磁気記録については視聴、閲覧等の適切な方法により行う。

(費用の負担)

第14条 この要領による文書開示に係る費用は、無料とする。ただし、文書の写しの交付に要する実費については、開示申出者に負担を求めることができる。

(開示申出をしようとする者に対する情報の提供等)

第15条 推進委員会は、開示申出をしようとする者が容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、所有する文書の特定に資する情報の提供、その他開示申出をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、情報公開に必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月31日から施行する。

情報開示申出書

平成 年 月 日

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会

委員長 大和田 猛 様

住所
氏名
電話
申出者 (印)

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会情報公開要領第5条に基づき、下記のとおり
情報開示の申出をします。

開示申出に係る文書の 件名または内容	
文書の開示を必要 とする理由 〔該当するものを○で囲込み、 その内容（理由）を詳しく記載 してください〕	(1) 調査研究 (2) 取 材 (3) 学 習 (4) 争 訟 (5) その他 内容（理由）
希望する開示方法	(1) 閲 覧 (2) 視 聴 (3) 写しの交付